

# 法人の県民税

## ★納める人★

- 県内に事務所・事業所を持っている法人<sup>(※)</sup> ……均等割と法人税割
- 県内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人<sup>(※)</sup> ……均等割
- 法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で県内に事務所・事業所を有するもの ……法人税割

※ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業または法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。)の引受けを行うものを含みます。

## ★納める額★

### ◎均等割

法人の区分	平成16年4月1日以後に開始する事業年度		
	本来の均等割額 (年額)	加算額 <sup>(※2)</sup> (年額)	納める額 (年額)
資本金等の額が50億円を超える法人 <sup>(※1)</sup>	800,000円	+ 40,000円	= 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	+ 27,000円	= 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	+ 6,500円	= 136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	+ 2,500円	= 52,500円
その他の法人(資本金等の額が1,000万円以下の法人) <sup>(※3)</sup>	20,000円	+ 1,000円	= 21,000円

- ※1 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に地方税法第23条第1項第4の2号の一定の金額を加減算したものです。ただし、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」より少ない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」となります。
- ※2 「おかやま森づくり県民税」として森林保全のために、従来の税率に5%相当額を加算して負担していただくものです。
- ※3 平成20年4月1日から開始する事業年度より、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額または出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)については最低税率(年額21,000円)を適用します。

### ◎法人税割

法人の区分	納める額	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
(1) 資本(出資)金の額が1億円を超える法人 (2) 保険業法に規定する相互会社 (3) 法人税割の課税標準となる法人税額 <sup>(※4)</sup> が年1,500万円を超える法人	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

- ※4 「法人税割の課税標準となる法人税額」は2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては関係する都道府県に分割する前の額とします。

# 法人の県民税

## ★ 申告と納税 ★

法人が申告と同時に納めることになっています。電子申告も可能です。  
申告の種類と申告・納税の期限は次の表のとおりです。

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告を必要とする法人) ※通算子法人の場合は、事業年度が6か月以下でも、中間申告義務がある場合があります。	(1)予定申告 (2)仮決算に基づく中間申告	事業年度または親法人の事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
清算法人の申告 (解散した法人)	清算中に事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最終分配日の前日のいずれか早い日
修正申告	法人税について修正申告したとき、または更正決定を受けたとき	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されるもの		4月30日

(注1) 2以上の都道府県に事務所、事業所を持っている法人の法人税割は、関係都道府県ごとの従業員数であん分計算した税額を申告、納税することになっています。

(注2) 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部を分配した場合の申告は不要です。

**地方税も  
ネット申告で  
カンタン・  
ラクラク!**

地方税ポータルシステム  
**エ ル タ ッ ク ス**  
**eLTAX**

eLTAXは全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

**提供サービス**

---

県税関連

**【電子申告、対象税目】**

- 法人県民税 ■ 法人事業税 ■ 特別法人事業税
- 個人住民税 (給与支払報告書、特別徴収関連手続等)
- 県民税 (利子割、配当割、株式等譲渡取得割)
- 県たばこ税 ■ ゴルフ場利用税

**【電子申請・届出】**

- 法人設立届や異動届、その他申告関連の届出等



さらに詳しい情報はホームページでご確認ください。



**<https://www.eltax.lta.go.jp/>**

**☎ 0570-081459**

(受付時間9:00~17:00/  
土日祝、年末年始を除く)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

**03-5521-0019**

(左記電話番号でつながらない場合)  
※通常通話料金です。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp/>